

「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」回答書

【統一要望項目】

1. 職員問題

- ①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

職員については、事務委託や一組化等に伴う職員の身分移管を除き、職員数の削減は実施しておりません。今後とも、業務量などを踏まえながら、適正な職員の配置を行ってまいりたいと考えております。

- ②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

管理職への人材の登用につきましては、性別にかかわらず能力の適正な評価による任用を基本とし、これまでも部課長、課長補佐等の管理職に、意欲と能力のある女性職員を任用しております。

女性職員が活躍するためには、研修などを活用した人材育成と、家庭と仕事を両立できる働きやすい職場環境の整備が必要であります。本町では女性職員に全国市町村国際文化研修所など外部研修機関において女性管理職研修を受講してもらうなどの人材育成の取組みを行っております。また、職場環境の整備については、部分休業や子の看護休暇などの制度を積極的に周知し、出産・育児等と仕事の両立支援を行っています。

引き続き、女性職員が活躍するための取組みの推進に努めてまいります。

- ③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本語が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

外国語対応ができる職員の配置は、外国人住民にとって必要であることは、認識しております。実施については現状未定ですが、近隣自治体の状況も参考に、対応を考えてまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

- ①こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

国等が行っている実態調査や動向を注視し、本町に設置している子ども家庭総合

支援センターを窓口として、介護・福祉・子育て部局をはじめとする関係機関と連携をとりながら支援体制の構築に努めます。

- ②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

子ども及びひとり親世帯に対する医療費助成制度については、大阪府福祉医療制度に準じ、一部負担助成を行っており、特に子ども医療費助成制度については、町単独事業として高校生到達年度末までに対象拡大し、子育て世帯に対する負担軽減を図っているところです。さらに町では、入院費食事療養費についても、町単独事業としてすでに無償としております。また、子ども医療の対象拡大に加え、更なる子育て世帯の負担軽減を図るべく、大学生相当までを対象とした「かなん医療U-22医療費助成事業」で、22歳到達年度末までを対象とした医療費助成を実施しています。

妊産婦助成制度については、妊婦が安心して定期的に妊婦健診を受診できるよう、14回、多胎妊娠の場合は追加で5回の公費負担を実施しています。今後も、国の動向等を注視し、事業の充実を図ってまいります。

- ③コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供などで支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や教室の無料貸出しを行うこと。

今後とも必要に応じ、社会福祉協議会などとの関係機関と連携を図りながら、状況等の把握に努めてまいります。

- ④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

小中学校の給食費については、令和4年度から無償化を実施しております。令和6年度以降につきましては、現在検討中であります。

保育所・こども園・幼稚園の給食費については、令和元年10月から施行された幼児教育無償化制度により、これまで保育料に含まれていた副食費が、実費徴収となりました。町としても、子育て世帯の負担軽減を図るべく、制度の施行にあわせて、にこにこランチ事業として、国基準の月額4,500円を上限に、副食費を助成しています。

- ⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

児童扶養手当の手続きについては、「児童扶養手当事務処理マニュアル」に基づ

き、適正な支給事務に努めています。申請時のプライバシーについては十分に配慮し適切に対応してまいります。

- ⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

歯科検診で受診が必要と診断された児童・生徒は、学校から受診勧告を行い、保護者からの受診報告書の提出により受診状況の把握を行っております。口腔崩壊と言われる状態の児童・生徒は、学校とスクールソーシャルワーカーを中心として実態把握に努め、受診勧告を行うとともに、その他虐待等が疑われる場合は関係機関と連携して必要に応じた対応を引き続き行ってまいります。

- ⑦児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

歯科衛生士によるブラッシング指導等の保健指導にてフッ化物洗口を含めた指導を引き続き行うとともに新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、口腔内を含め児童・生徒の健康を守ることに努めてまいります。

- ⑧障がい児（者）が身近な地域で安心して検診や治療を受けられるよう、一時医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

町では障がいがある方で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に南河内5市2町1村が共同して歯科診療を実施しております。

- ⑨公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考えのもと、空家の目的外利用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

町が所有する公営住宅はありません。令和5年7月時点で本町の空家バンク制度において、登録がある空家は3件ございます。いずれも空家の所有者が売買、賃貸を目的として本制度を利用しておりますので、現在、本町において、無料で提供できる空家については把握しておりません。

3. 医療・公衆衛生（コロナ5類対応も含）

①新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

公衆衛生活動の拠点としての役割と新型コロナウイルス感染症対応や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となるよう平時からの人材育成・体制整備が必要と考えております。本町におきましても、富田林保健所をはじめ富田林医師会などとの連携は重要と考えており、今後ともこれらの各関係機関と密に連携を図り、支援体制を整備していきます。

・移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

医療機関において入院が必要と判断された患者は、原則、医療機関間により調整された医療機関へ入院することとなります。しかしながら入院調整困難患者の対応について、セーフティネット機能のルール化等が必要であり、今後の国や大阪府の動向を注視してまいります。

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

現在、本町におきましても配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察は5類移行に伴い終了しております。継続について、現在予定はありません。

②老人医療助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で高齢者医療保険の保険料も引上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のうちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費補正制度をつくること。

今後も高齢化社会が続くと見込まれており、医療費の増加などが懸念されております。各社会保険制度や地方単独の各種助成制度を今後も維持できる制度とするため、制度間や世代間の垣根を越えて全世代で安心できる社会保障制度作りが行われているところでもありますので、町独自の老人医療助成制度の構築は困難だと考えております。

③健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化法が審議されている。(5月16日現在)。しかし、保険料を全額払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応などを含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

短期保険証に代わるものとして資格確認書を交付することとなっております。運用方法など詳細な部分は現段階では明らかになっておりません。

- ④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

現在、乳幼児健診等必要な事業において歯科医師、歯科衛生士と連携しています。引き続き十分な歯科口腔保健事業を実施できるよう連携してまいります。

4. 国民健康保険

- ①コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

国民健康保険制度の構造的な問題について、例えば、被保険者数の減少、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、小規模保険者の存在などがあげられ、そのような状況において今後も制度を維持継続しなければなりません。継続していくために被保険者の母数を多くし医療費の抑制を進める必要があることから、大阪府統一そして健康寿命の延伸を進めているところです。

また、少子化対策として子育て世代への負担軽減のため未就学児の均等割半額、出産育児一時金の増額など徐々にはありますが拡充しております。

- ②国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

傷病手当の独自の実施については財源となるものがございませんので現状は困難です。国や大阪府へ折をみて要望していきます。

各種申請書を町ホームページに掲載しまして、最終的には定型的な申請に関してはオンラインでの申請を目指しているところです。しかしながら、申請に際して必要となる添付書類の説明や被保険者からの聞き取りなどが必要な場合があるなどオンラインにそぐわないものもございます。

- ③マイナンバーカードを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示していただきたい。

被保険者が医療機関でマイナンバー資格確認が出来なかった際の取り扱いについて、医療機関スタッフ、被保険者、自治体職員など関係各所での確認作業が発生することになり事務が増加すると考えます。

- ④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

外国語の方に関しては、制度の概要について5か国語（英語・中国語・韓国語・フランス語・スペイン語）標記のパンフレットを作成しています。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

特定健診については対象年齢を30歳へ拡充して実施します。また、各事業の取り組みの分析評価を行い、令和5年度に健康かなん21第三次計画を策定します。外国語での案内が必要な方への対応については、他自治体の実施内容を参考に検討します。

- ②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や住宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

現在、個別医療機関において、40歳から74歳を対象に歯科検診を実施しております。また、障がい児（者）に対しても、南河内地域で松原市を除いた8市町村共同で河内長野市立保健センターで毎週木曜日に歯科診療を実施しております。今後とも周知を行い、多くの住民の方に歯科検診を受診いただけるよう、富田林歯科医師会と連携し取り組んでまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ①第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費削減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

第9期介護保険事業計画においては、介護給付費準備基金の全額を取り崩す予定のもとに算定を行うなど、保険料の抑制に努めます。

- ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除すること。

非課税世帯（第1段階～第3段階）については、国と同基準の保険料軽減を実施しております。低所得層に対する更なる保険料水準の軽減については、第9期計画

の策定にあたりサービス事業量や財源などをふまえつつ検討を行います。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

自治体独自の利用料減免や軽減措置については、実施に伴い介護保険料も増となることから、引き続き、国と同基準でと考えております。

- ④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ. 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

介護認定申請やサービス利用の抑制は行っておりません。

ロ. 「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

訪問型サービスの単価については、従来相当サービスは国基準にしております。また、緩和型サービスのA型・B型については対象となる事業所等が無く、間に該当する事象がございませんが、事象がございましたら、検討してまいります。

ハ. いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

「自立支援型地域ケア会議」では、介護サービスからの卒業を迫るのではなく、利用者の生活課題を解決し、日常生活において自分できることを増やす目的で行っておりますので、最終的にはサービスの卒業の場合もありますが、決してケアマネジメントに対する統制を目的とした運用ではございません。

- ⑥保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

本町は、国の「評価指標」の①「介護予防・重度化防止目標」②「給付制限目標」である①「高齢者が自立して生活できることや重度化の防止」、また、②「過度又は不必要な給付抑制」を推進しておりますが、あくまでも高齢者が必要な介護サービスを受けられるよう、引き続き事業の運営を行ってまいります。

- ⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによるよびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得

て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体で立てること。

熱中症予防のチラシを窓口や介護予防教室、地域の団体に配架し、またケアマネジャーから利用者に配布や呼びかけをしてもらうなどの取り組みを行っています。また、要注意高齢者には、地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャーや介護サービス事業者などが見守り訪問するなどの対策をしています。

その他の対策として、防災行政無線を通じて呼びかけ、またホームページにてWBGT（暑さ指数）がわかるリンクを掲載するなど対策しております。

- ⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料金補助制度をつくること。

経済的な理由によるクーラー未設置等の高齢者に対するクーラー導入費用や電気料金の補助制度については、近隣市町村の動向等もみながら検討していきます。また、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」において電気料金の緩和措置がなされているところです。今後も国の動向に注視してまいります。

- ⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

施設整備については、長期的な影響も視野に入れて検討する必要があるため、第9期計画策定の際に、必要に応じて協議することとします。

- ⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

介護人材の不足を解消するために、独自に処遇改善助成金の制度化や全額労働者の賃金として支払われる措置を講じることにつきましては、小さい町規模では困難と思われるので、広域で行えるか近隣の状況を踏まえ検討してまいります。

また、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に達成できるよう処遇改善制度を効果的に求める場合は、町だけでなく複数の市町村や府単位で制度を求めることが必要となるため、近隣や府との連携を図りながら対応を検討してまいります。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること

本町では、厚生労働省の告示に示された種目に基づき補装具交付事業を実施しており、現在、軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度はございません。全国的に個人助成については減少傾向にあります。今後、他市町村の状況等を鑑みながら検討してまいります。

- ⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混

乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

国においては保険者証のマイナンバーカード化に伴い、医療と介護の情報基盤を構築し、介護保険申請事務をはじめとするさまざまな事務手続きのオンライン化により、利用者自身の利便性向上を目指しております。利用できる機関の制限や個人情報漏えいリスクなど懸念事項が問われるなか、マイナンバーカード制度化においては、最終的には国が判断するものであると考えております。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療 ※全項目、高齢障がい福祉課

- ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

町においても障害者総合支援法第7条の規定は同様に認識しており、申請日以降にしか効力は発生しないものと解しておりますので、引き続き、法的論拠に基づき運用していきます。

- ②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

町においても障害者総合支援法第7条の規定は同様に認識しており、申請日以降にしか効力は発生しないものと解しておりますので、引き続き、法的論拠に基づき運用していきます。

- ③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

一律に介護保険法に基づくサービスを優先するのではなく、個別に障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて障害福祉サービスに相当する介護保険法に基づくサービスを受けられるかどうか判断することとしています。

- ④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

ご指摘のような独自規定は設けておりません。関係通知等に基づき、個別に障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて障害福祉サービスに相当する介護保険法に基づくサービスを受けられるかどうか判断することとしています。

- ⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述する1こと。

利用者の状況に応じて障害福祉サービスの継続が可能な旨を該当者に丁寧に説明するとともに、住民への周知についても取り組んでいきます。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

大阪府と連携し取組んでまいります。

- ⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

大阪府と連携し取組んでまいります。

- ⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあたっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること

本町では、そのような対象者がいる場合に、高齢・介護・障がい福祉が同じ課であることにより常時連携して業務を行っているため、サービス利用時についても障がい者に配慮のある有資格者がいる事業所を手配するなど調整した対応ができております。

- ⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担は少なくすること。

国・府の基準等に基づき運用していきます。

- ⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

福祉医療費助成制度は医療のセーフティーネットとして不可欠な制度となっています。しかしながら、国制度化までの間は、地方単独事業として維持していかざるをえず、対象者の増加、医療費の増嵩、加えて、大阪府・町の厳しい財政状況の下、持続可能な制度のためには、不断の見直しが必要な状況です。

また、本町では、重度障がい者医療費助成制度の対象者に対して、入院時食事療養費の助成を行っています。府内でも数少ない助成制度ですので、この町単独事業についても、維持・継続していけるよう、財政部局と調整を図りながら、取り組んでいきます。

8. 防災関係

- ①災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、すべてのトイレの洋式化を速やか

に実施すること。整備率を明らかにすること。

小学校2校の体育館については、移動式空調設備を設置しております。また、体育館に設置しているトイレの洋式化をすべて実施しています。

- ②高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

河南町では現在、高層住宅はほぼ存在しないため、今後増加した場合に実施を検討します。

【 独自要望項目 】

1. 感染症対策

1) 新型コロナウイルス感染症の対応結果と今後について

コロナ禍の3年間を検証し、今後に生かしていく点を示して下さい。5類に移行後、感染を防ぐためにもワクチン接種を定額ですべての人が受けられる体制を大阪府や国に要望して下さい。

現在、健康増進計画策定において町内1,500人を対象にアンケートを実施しており、コロナ禍についての質問項目を設定しており、計画に反映させることで今後に生かしていきます。

感染拡大にはワクチン接種が有効であると考えますので、引き続き国や府に要望してまいります。

2) 保健所や保健師さんが果たす役割の重要性が改めて浮きぼりになりました。感染症対策にかかわらず町における保健師さんの業務実態を開示して下さい。

本町には9人の保健師が在籍しており、保健指導、乳幼児健診、赤ちゃん訪問など、こどもからお年寄りまで保健に関する幅広い業務をおこなっております。

2. 国保・介護保険について

1) 国民健康保険について

河南町の保険料は府下でも高額で、コロナ化や物価高騰・医療費負担増などのもとで日常生活に大きな負担となっています。保険料の負担減にむけ大阪府や国に強く意見をあげるとともに、さしあたり次の事項について町独自の努力・実施を求めます。

① 傷病手当や失業・退職など所得減による減免・徴収猶予制度などの措置と拡充。制度の内容、申請方法などわかりやすいチラシの作成や窓口対応。

減免・徴収猶予については町ホームページに掲載しております。その他相談に関しても随時受け付けております。

② 国保会計は黒字で基金残高がある。(2020年度町民一人当年額21,795円)

町民の負担を増やす保険料の大幅値上げ(同年額9,813円、6.41%大阪社保協調査)の取り止めと引き下げ。

毎年余剰金を利用し保険料率の軽減を行っております。

令和元年度 5,000万円

令和2年度 3,000万円

令和3年度 1,500万円

令和4年度 1,000万円

③ 国の「子ども均等割保険料の減額措置」を未就学児から全ての子どもに適用するように、全国で広がる「均等割廃止」の実現。

子育て世帯への負担軽減について、未就学児の均等割半額以外にも、出産育児一時金の支給額の増額（408,000円→488,000円）、さらに令和6年1月から出産被保険者のいる世帯の保険料を減額する制度が施行されます。

- ④健康、命にかかわる大問題、混乱、不安が募る「健康保険証廃止・マイナ保険証強行」をおこなわないこと、国に強く意見する。

健康保険証の廃止に係る一連の混乱については、現在国において調査点検が進められており最終的には国が判断するものと考えております。

2) 介護保険制度について

過大な負担となっている介護保険料が高齢者の生活を脅かしています。

また、介護サービスの後退、要介護軽度の保険外し、ケアプラン作成の有料化などが狙われ高齢者と介護施設運営者からも大きな批判が起こっています。

町においても「介護を受けられない高齢者を一人も残さない」を目標に以下の取り組みを求めます。

- ①負担の限界である保険料の軽減にむけ、国へ財政負担増額を要請。介護給付費基金残高は全額取り崩し。

第9期介護保険事業計画におきましては、介護給付費準備基金の全額を取り崩す予定のもとに算定を行い、保険料の抑制に努めます。

- ②厚生労働省が検討する介護制度（サービスの後退と負担増）に反対し、「社会全体で支えあう」制度本来の目的に立ち返り、体制と施設の整備。

本町におきましたは、今後とも認知症対策や移動支援の充実などサービスの充実に取り組んでまいりますとともに、施設整備につきましては、長期的な影響も視野に入れて検討する必要があるため、第9期計画策定の際に、必要に応じて協議検討してまいります。

- ③町民に分かりやすい「介護保険パンフ」等の作成、説明会の実施。

介護保険制度については、お一人お一人の状態や環境も異なるため、個別に相談に応じており、気軽にお問合せいただければ幸いです。

3. まちづくり

1) 災害対策

近年、地球温暖化などの気候変動の悪化が著しく、世界規模で災害が多発し、南海トラフなど自然災害による、地震、津波、河川の氾濫、線状降水帯の発生等が強く懸念されています。災害が発生した場合、速やかに法の定めるところにより避難所の設置をはじめ、地域住民の安全を確保する必要な措置をとらなければなりません。

以下の取り組みを求めます。

- ①災害拠点となる地区に必要な防災資器材の整備・充実を図ること。
河南町自らが行う防災資器材の整備、充実はより一層促進するとして、地域単位が担う自主防災組織に必要な防災資器材や備蓄品の整備と充実を強化する。また地域住民が避難生活に必要とする食料、水、毛布などの備蓄、整備するための地域防災倉庫の設置など、地域自治会等に委ねていることについて、自治会の財政状況による格差を作らないために補助金・備蓄のための費用の増額。

町では、各自主防災組織に必要な物資を調達していただくため、物資の購入に対する補助を実施しているほか、災害時の事前行動計画「コミュニティタイムライン」の策定支援を行っております。また、「公助」として町では毎年度、町備蓄品（アルファ化米や飲料水など）を更新しているほか、防災倉庫や避難所のあり方について研究してまいります。

- ②気候変動の悪化などにもなう自然災害が多発しています。上河内、持尾、平石など土砂崩れ、洪水、また他の地区から人為的な土砂持ち込み、埋め立てなど自然環境破壊に対する適切な対応。

土砂埋立て等に関しましては、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的に、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例や河南町土砂埋立て等の規制に関する条例により適切に対応しております。

また、令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法により、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域について適切に対応してまいります。

2) カナちゃんバスについて

- ①新しいカナちゃんバスが実現し、年末年始の試験的運航はくらしを支える町民の足として評価しています。継続を要望します。

年末年始のカナちゃんバス運行は、本年に実証実験を行い利用状況等を鑑み、運行方法等について、検討してまいります。

- ②停留所まで遠い人や介護を必要としている人も利用しやすいようにタクシーなどの運行の検討を要望します。

介護タクシー等の他の移動手段も存在するため、現段階では、タクシーでの自宅迂回等は考えておりませんが、今後も利用状況を注視し、様々な課題を総合的に検討し、より良い交通体系を構築してまいります。

3) ふれあいの湯について

子ども施策と比べ高齢者がおきざりになっています。
料金を他地域のように100円に引き下げ、以前のように65才以上を無料にしてください。

ふれあいの湯は憩いの場として子どもから高齢者まで多くの方に利用していただいています。事業実施については多くの予算が掛かっており、できるだけ

少ない負担になるよう金額を設定しています。

4) 住民検診について

今年度から30才代まで町独自で拡大され、きめ細かい対応は評価しています。早期発見が大事なので、がん健診について無料実施している自治体もあるので、無料でがん健診を受けられるよう要望します。

がん検診費用については、肺がん、大腸がん、前立腺がんは無料で実施しており、胃がん、子宮がん、乳がん費用の一部の負担をいただいています。一定の受益者負担は必要だと考えています。

5) 白木小学校跡地問題について

河南町まちづくり基本計画では、「整備再編により利用されなくなった公共施設及び跡地について、利用計画を定め、新たな用途に基づく整備を検討します。」と計画されています。しかし、今となっては、皆で真剣に議論したあのプロジェクト会議は何だったのだろうという思いです。今年度予算においてもその利用計画策定関連費用は計上されておりません。だとしたら、せめて運動場を開放し住民が利用できる広場として提供して頂きたいと思い、昨年11月の町長タウンミーティングの際にその旨を質問したところ「申請してもらったらよい」と町から回答を頂きました。後日役場の担当窓口で運動場使用申請に伺いましたところ、「まだ要綱ができていない」との理由で断られました。白木小学校跡地について、町民指針である「河南町まちづくり計画」や「町長タウンミーティング質問回答」に沿って次の事項を推進していただきます様強く要望します。

①白木小学校跡地利用計画の策定を早急に取り組むこと。

旧白木小学校周辺は都市計画法上の市街化調整区域に位置するため、市街化を抑制する区域となっています。そのため、跡地利用にあつては用途に合わせた活用方法を検討する必要がありますが、利用計画の策定には至っていない状況です。引き続き、法令に適合する用途について、民間からの有効な活用方策の提案も含め、検討してまいります。

②跡地利用計画が具体化するまで誰もが使いたいときに使える要綱を早急に制定すること。

旧白木小学校周辺は市街化調整区域でもありますので、土地利用に厳しい制約がかかります。そのため、施設の跡地を再利用する際には、その制約に合致する用途を見つける必要がありますが、適切な用途を見つけることが難しい状況です。よって、誰もが使いたいときに使える施設ではありませんが、利用目的などを個別の相談により協議させてもらえればと考えております。

③計画や要綱の策定期限を示すこと。

旧白木小学校を含む普通財産の貸出要綱は令和4年9月に策定しております。なお、普通財産については誰もが使いたい時に使える施設ではないことから、利用にあつては個別の相談により協議をお願いしたいと思います。

また、利用計画の策定については、旧白木小学校周辺が市街化調整区域に位置するため、まずは法令に適合する用途について検討していく必要があります。明確な時期をお示しすることは難しいと考えます。

6) さくら対策について

さくらが「クビアカカミキリムシ」に侵入されて、枯れる被害が広がっています。町としての対策はどのようになっているのでしょうか。さくら坂中央公園の2本のさくらが切り倒されている。かわりのさくらを植えて欲しい。

クビアカツヤカミキリの対策としては、町ホームページで被害対策の記事を掲載するとともに、窓口にて対策に係る手引書を配布しております。引き続き、大阪府をはじめとした関係機関と連携し、住民等への注意喚起を行うとともに、防除対策等について周知等行ってまいります。

また、町内の各小中学校や公園をはじめとする公共施設においては、巡回等のうえで被害状況を把握しております。カミキリムシの侵入対策としては、樹木の幹回りにネットを巻く、それでも侵入され枯死した樹木については伐採を行い、安全確保に努めるとともに、成虫の捕殺等必要な対策を講じて被害拡大防止に努めております。

今後、特定外来生物に対する対策の確立方法について注視・研究し、国交付金（生物多様性保全推進交付金）等を活用し、根本的な対策を検討してまいります。

7) 公共施設および観光地の整備について

①かなんぴあ、中央公民館、農村改善センターの駐車場は施設周辺のほか、数箇所に分散設置されているが、いずれも遠く狭隘で、施設利用者に多大な迷惑をかけている現状であります。特にかなんぴあ利用者は9時開場にもかかわらず、駐車場確保のため1時間以上前から駐車場で滞在している状況です。隣接する農地を買収するなど、駐車場拡張が喫緊の課題と思われれます。

施設利用者の方は、施設から最も近いかなんぴあ敷地内駐車場及び第2駐車場を主にご利用いただいております。現在のところは駐車できないほどの混乱はないと認識しておりますが、障がいをお持ちの方への優先駐車場の確保や、車での来場ではなくカナちゃんバス・やまなみタクシーを利用していただくなど、円滑な駐車場運営に取り組んでまいります。

なお、駐車場用地の取得等は早々の対応が困難です。まず、かなんぴあのプログラム等で利用者が集中しないよう対応を検討するとともに、既存の駐車場（テニスコート西側の多目的広場）の活用を促します。

②金山古墳をはじめとして観光地のトイレを早急に整備して下さい。

金山古墳においては、環境保全を基本とした環境保全整備事業の整備を進めていくことを考えており、その整備の中でトイレの設置も併せて検討したいと考えております。観光地各施設のトイレ整備等につきましては、その施設の管理者が行っているところです。観光の観点からトイレ整備等について研究をしてまいりたいと考えています。

4. 子ども施策について

1) 障害児対策について

①教員不足の「教育委員会」

支援を必要とする子を持つ親に令和4年に配布された「河南町小中学校における支援学級及び通級指導教室について」に「目安として週の半数以上を支援学級で一人ひとりの課題に合わせた目標を設定し、評価を行い学習します」と記入しているにも関わらず、教員不足の為子ども達が希望している教科を支援学級で受けることが出来ずにいます。教員の数を増やして本人達がしんどくならない学校生活を送れるようにしっかりと支援してもらいたい。

教員不足については、個に応じたきめ細かな指導を徹底するため、欠員補充の常勤講師等の人材を確保するよう、府に要望しております。支援を必要とする児童・生徒への指導については、子どもの実態を適正に把握しながら、個別の指導計画、個別の教育支援計画等を活用しながら、引き続き計画的に指導してまいります。

②障害のある子どもや若者の家族が相談できる窓口がない

〈〈高齢障がい福祉課〉〉

幼少期を過ぎた障害のある子どもを持つ親が事務内容しかわからない職員にしか対応して貰えず、保護者の心に寄り添った支援をしてもらえない。受けられるサービスを知らない人が窓口に行った場合もしっかりとフォローしてもらいたい。

様々な福祉ニーズに対応できるよう、町の関係部局や関係機関との連携を行い、包括的な相談支援体制の構築や、窓口において、より丁寧な説明に努めてまいります。

〈〈こども1ばん課〉〉

園や学校から発達検査を受けるように勧められた保護者さんがこども1ばん課の心理士さんからIQさえ高ければ大丈夫、問題ないかのような対応をされているので発達障害で本当に困っている人たちのフォローが出来ていない。発達障害に関する専門家が全体に足りていない。

支援の必要な子の支援方法を保護者が記入するサポートブックファイルをこども1ばん課で貰うのですが、使い方の説明が無くどのように使えば良いのか知らない保護者が多い。使用方法の説明をする窓口が必要です。

※河内長野市は出生届を出すと障害の有無に関係なく説明と一緒に配布されているので河内長野市の支援方法を調べて参考にしたい

子どもの年齢によって受けられるサービスの手続きや支援の窓口が高齢障がい福祉課とこども1ばん課に分かれているが、しっかり対応して貰えるように窓口を1本化して頂きたい。

発達検査に関する心理士から保護者への相談対応につきましては、保護者に寄り添った対応を行っております。しかしながら、ご要望のケースのように、心理士にはそのような意図は無くても、保護者にとって心証を害する対応に受け取られる場合も考えられます。子どもの発達に関する悩みは、保護者にとって大きな問題であり、相談に対し回答する際は、子どもの特性や家

庭環境を踏まえた慎重な対応が求められることから、これからも保護者の気持ちに配慮した対応に努めてまいります。

サポートブックファイルにつきましては、子育てセンター事業で実施している療育支援教室の参加者全員に配布し、使い方の説明時間を設けております。

また、教室参加者には、就園・就学の際に、園や学校にサポートブックファイルを提示し、活用することを推奨しております。園や学校に対しまして、こども1ばん課主管の会議内において、行政から保育士・教員に、サポートブックファイルの説明時間を設け、懇談等でサポートブックファイルを活用する機会が増えるように努めております。

障がいの有無に関係ない配布手法に関しましては、他自治体の運用を参考にし、新たな支援方法を検討してまいります。

2) 教育環境の整備

かなん桜小学校運動場の遊具が長年使用出来ない状態になっています。アンケートで要望しましたが、今も状況は何ら変わりません。休み時間を楽しみにしている子ども達に悲しい仕打ちだと思います。また、それが当たり前になってなんとも感じなくなるような成長は怖いと思います。学校は心も育つべきところではないでしょうか。中庭（登校して毎日子どもたちが目にする場所）学校園も手入れが追いつかない様子です。教育環境は子どもたちの心に直結します。使用できない遊具は早急に整備し、中庭の保全については業務委託或いはボランティア活動にお願いするなど教育環境の整備を強く要望します。

遊具等を含む学校施設については、日常的及び定期的な点検を行い、緊急性が高いものから計画的に順次対応を行っております。のぼり棒については、令和5年6月に修繕を実施いたしました。また、中庭の手入れ等については、各小中校に校務員1名を配置するとともに、学校営繕作業員1名が各小中校を巡回する体制にて順次作業を実施し、教育環境の整備に努めております。

3) 安全・安心な地産の食材活用

①子どもたちが平等に受けられる「学校給食費無料化」を今後も継続することを要望します。

令和6年度以降の給食費無償化については、現在検討中です。

②「町内産の食材を利用した給食の提供により食育を進める」と地産地消をする施策は私たちが進めてきた運動が受け入れられたと考えます。給食は安全で安心な有機食材を取り入れた給食を強く要望します。また、子ども園において、保護者が要望して実現していたのに、国産小麦のパンの採用が現在されていないと聞いて驚いています。安全で安心な国産小麦の採用を強く要望します。

中村こども園では、栄養士を配置し自園調理で給食を実施しております。今後も安心安全な給食の提供に取り組んでいきます。

今後につきましても、安全で安心な給食を児童・生徒に供給できるよう、鋭

意努力していきたいと考えております。

4) 子どもの居場所づくり

政府では令和3年12月に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえ本年5月に「こどもの居場所づくりに関する調査研究」報告書がまとめられました。また、本年4月には、こどもがまんなかの社会が実現するためこども家庭庁が設置されました。河南町においては、下校後や特に夏休みなど子どもたちの居場所が余りにも少ないのが現状です。以前は町民プールで泳ぎ、やまなみホールのお湯で温まり、図書室で本を読むという時間を過ごしていました。また休憩室で地域のお年寄りとお話をする子どもたちもいました。つきましては本町においても子どもの居場所づくりのため、次の事項に対する取り組みを強く要望します。

①町民プールの復活又はかなんぴあプールの12回開催（7月・8月）

町民プールの建設予定は、現在ございません。

また、「かなんぴあ」のプール開放は、平成25年度から開始しており、令和4年度は、7月と8月に5日間実施し、1日当たりの平均利用者数は55人、もっとも多かった平成25年度の209人と比較しますと3割程度の利用者となっています。なお、「かなんぴあプール」の運営につきましては、指定管理者制度を導入しているため、指定管理者と調整しながらプール開放を行っています。平成30年度と令和元年度の2年間は、開放日を8日に増やすため、本来は営業日である7月と8月の日曜日2回を臨時休館していただき、プール開放を実施しましたが、結果として一日当たり平均利用者数は、H30年126人、R元年80人となっています。その反面、施設会員の皆さんにも大変ご不便をおかけし、会員や利用者の方からの苦情など厳しいご意見を多数頂戴しています。

このように、これまでプール開放につきまして、さまざまなご要望をいただいたこともあり、日数等の拡大なども試みましたが、現状は上記のような状況となっています。

こういった厳しい状況ではありますが、今年度は、夏休み期間中に開催の「こども水泳教室」の定員を増員するなどして、少しでも子どもたちがプールや水に親しむ機会を増やそうと努めております。

②総合運動場などの開放日をつくり、子どもたちが自由に遊べる場所の確保

町立総合運動場の一般開放につきましては、現在定期的に利用されている団体がおられます。そのため、既団体利用日と開放日の調整や不特定多数の利用が想定されること、また利用ルールの策定や安全管理人の配置など考慮すべき点がございますので、慎重に検討してまいります。

③旧役場庁舎周辺の公共施設再編整備においてこどもの居場所づくりの整備

町では令和5年6月に町中心地区再編整備基本構想（案）を策定し、旧役場調査周辺の整備に向けて取り組んでまいります。導入機能のコンセプトですが、町北部と南部を連結する立地を活かし、町内外との交通ネットワークの連結拠点としての機能を中心に、安全・安心な暮らしを支える拠点的な防災機能、生活サービス機能の集約・確保と、これらの機能の連携を図ることによ

り、利便性が高く、にぎわいのある交流空間の形成を図るものとして整備を検討してまいります。

④金山古墳公園凹地の農業用水路を利用したビオトープ公園やホタルが舞う水辺空間の整備。

ビオトープ公園や蛍の舞う水辺空間の整備や整備後の維持管理等には多額の費用を要すること等から、現状では困難であると考えております。当該地については、金山古墳の環境保全のために整備していく予定であり、今後の整備内容については、慎重に検討してまいります。